

2024年  
最新

## 厚労省「令和4年衛生行政報告例」から読む治療院の未来！！ あま指施術所減少、はり・きゅう施術所増加 柔整施術所微増、柔整療養費収入も微増か

厚生労働省（厚労省）は2023（令和5）年12月21日に「令和4年衛生行政報告例（就業医療関係者）」を公表した。この報告例には年報と隔年報がある。年報は毎年公表されるもので精神保健福祉関係の各種届出数や人員数と栄養、食品衛生、薬事関係などの施設数などが掲載される。隔年報は保健師、看護師、歯科衛生士などとともに「あはき師」「柔道整復師」の国家資格者の就業数や施術所数などが2年ごとに公表されている。これらのデータは保健所が受け付けた各種届出書から導き出した数で、国家資格は持っているが就業していない人はカウントされておらず現実に即している。

この特集では隔年報の統計の中から柔道整復師を中心に手技療法業界の過去と現状を見て、未来を読み解いてみる。

### 就業国家資格者数の年次推移

#### あま指師、柔整師は微増、はり師、きゅう師は増加

あん摩マッサージ指圧師（あま指師）の就業者数は2022（令和4）年の末で12万1565人と、前回公表の20年より3462人増加した。18年から20年では813人減少したが今回は増加した。はり師、きゅう師の就業者数はともに前回（2020年）比で約7千人の増加。あま指師、柔道整復師（柔整師）に比べ2倍以上の増加が続き、10年間で約3万人増加している。

柔整師の就業者数は7万8827人だった。柔整師の就業者数は12年からの10年間で約2万人増加している。12年までは2年間ごとに約8千人増加をしていたが、12年以降の増加は下降気味だ。特に14年からの増加人数は5千人台を連続して割り込み、20年は前回比2千人台だった。22年は前回比3千人台と若干の増加はあったが全体としての減少傾向は変わらない（表1）。

表1：就業国家資格者数の年次推移（単位：人 / 調査日：各年末）

	2012年 平成24年	2014年 平成26年	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2020年 令和2年	2022年 令和4年	対2020年 増減数
あん摩マッサージ指圧師数	109,309	113,215	116,280	118,916	↓ 118,103	121,565	3,462
はり師数	100,881	108,537	116,007	121,757	126,798	134,218	7,420
きゅう師数	99,118	106,642	114,048	119,796	124,956	132,205	7,249
柔道整復師数	58,573	63,873	68,120	73,017	75,786	78,827	3,041

※ ↓は前回よりも資格者数が減少しているもの

### 国家資格者施術所数は頭打ち状態

2022（令和4）年の「あま指を行う施術所数」は1万8155カ所だった。コロナ禍による影響を強く受けたあま指師の施術所は、18年から20年の2年間で1047カ所の減少したが、今回は187カ所減と減少数に歯止めがかかったようだ。ただ、12年からの減少傾向は依然続いている。「はり、きゅうを行う施術所数」は22年12月末日で3万3986カ所あり、前回比1883カ所増だった。この10年間を見ると2年ごとに2千カ所以上の増加だったが、20年は若干の低下が見られた。22年には再度2千カ所近くに増加した。

「柔整師の施術所（接骨院）数」は今回の公表では5万0919カ所だった。2012年からの10年間で8488カ所増加している。18年までは2年ごとに2千カ所から3千カ所程度施術所は増加していたが、前回（18年と20年の2年間）は278カ所と急減した。これは新型コロナの影響を受けたと考えられるが、今回も555カ所の増加と新型コロナの影響以外にも何らかの他要素も考えられる結果となった。以前までの施術所数の伸びから見て「このままの状態推移すると、接骨院がコンビニエンスストアの店舗数と肩を並べる可能性がある、という勢いのある話」が泡のように消えてしまった（表2）。

表2：国家資格者の施術所数の年次推移（単位：カ所 / 調査日：各年末）

	2012年 平成24年	2014年 平成26年	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2020年 令和2年	2022年 令和4年	対2020年 増減数
あん摩マッサージ指圧を行う施術所	19,880	↓ 19,271	19,618	↓ 19,389	↓ 18,342	↓ 18,155	△ 187
はり、きゅうを行う施術所	23,145	25,445	28,299	30,450	32,103	33,986	1,883
あま指、はり、きゅうを行う施術所	37,185	37,682	37,780	38,170	38,309	38,589	280
柔道整復の施術所	42,431	45,572	48,024	50,077	50,364	50,919	555

※ ↓は前回よりも資格者数が減少しているもの

## 柔整師数と接骨院数から見た柔整業界の現状と将来 1 院当たりの柔道整復師数

表3：接骨院1院当たりの柔整師数の年次推移（単位：人 / 調査日：各年末）

	2012年 平成24年	2014年 平成26年	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2020年 令和2年	2022年 令和4年	対2020年 増減数
接骨院1院当たりの柔整者数	1.38	1.40	1.42	1.46	1.50	1.55	3,462

2012年は1接骨院当たりの柔整師数は1・38人だったが、この10年間増加傾向で今回の調査では1・55人となっている。増加要因の一つとしてはコロナ禍をきっかけに患者減少などによる接骨院の淘汰が始まり、接骨院の廃業・閉院の増加などから個人経営者だった柔整師が勤務へ転換したことが考えられる。さらに2018（平成30）年度から、柔整療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件が改定されたことも大きい。以前は免許取得後すぐに開業できたが、現在は実務経験のために接骨院に数年勤務する必要がある、接骨院1院当たりの柔整師数を上昇させたものと想像できる。

また、以前は独立志向が強かったが開業して苦労するよりも、サラリーマン的なスタッフとして生活ができればよいと考える柔整師が増えているとも聞く。給与もそれなりに賞与もあり、社会保険などを完備している大手接骨院での仕事を定年まで勤め上げる人も増えた。

個人規模の接骨院は新たなスタッフを雇用したくても雇用できず、複数の店舗を持つ大手接骨院の人数は増え続ける。将来ますます大規模接骨院に集約される可能性が強い（表3）。

## 柔整療養費推移と接骨院1院、柔整師1人当たりの療養費収入

表4：柔整療養費「推移と療養費収入額（単位：円 / 調査日：各年末）

	2012年 平成24年	2014年 平成26年	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2020年 令和2年	2022年 令和4年
柔整療養費額(億円)	3,985	3,825	3,636	3,278	2,831	<b>2,896</b>
接骨院1院当たりの療養費収入額(万円)	939	839	757	655	562	<b>569</b>
柔整師1人当たりの療養費収入額(万円)	680	599	534	449	374	<b>367</b>

※2022年の療養費額は厚労省公表の2021年の療養費額から編集部が類推

接骨院1院当たりの療養費収入と柔整師1人当たりの療養費収入を調べてみた（表4）。

単純に柔整療養費の総額を接骨院数や柔整師数で割ったものだが、過去と現状、そして未来が見えてくる。柔整療養費は2010（平成22）年以降20年まではずっと下降傾向だったが22年にコロナ禍の影響が減少してやや持ち直した。12年は接骨院1院当たりの療養費収入が939万円で以来毎年減少を続けたが、編集部の22年予測値では22年は569万円とわずかながら前回比プラスとなっている。しかし、この10年間という期間で考えると約4割減となっている。また、柔整師1人当たりの療養費収入は367万円と10年間で、ほぼ半減している。

なお、22年の柔整療養費、療養費収入などは2024年2月現在、公表されていないため過去のデータなどから編集部が類推したものである。



はり師ときゅう師はこの10年間、2年ごとに5千人～7千人増加している。国家試験の当日は会場の門をくぐる受験生がかなり多い。あま指師、柔整師の国家試験会場の人数とは桁違いに見える。はり師ときゅう師ははり・きゅうの施術所以外に、あま指師の施術所や接骨院などで勤務をしている。しかしながら、続々とはり師、きゅう師が輩出されているイメージがあり、はり・きゅうの仕事の受け入れ先があるのかどうか、その将来を危惧する。養成校数が多すぎる気がする。養成側は輩出を続ければそれでよいのだろうが、大量の就職浪人が出れば困るのははり師、きゅう師たちだ。養成校について何らかの対策が必要と考える。そうしなければはり師、きゅう師たちも養成校も首が締まる。

柔道整復療養費収入はわずかながらプラスのようだ。しかし、これから先もプラスが続くとは思えない。柔整師1人当たりの療養費収入額が減少を続ける傾向は、多数の店舗を持つ大手接骨院に有利になる。1人当たりの療養費収入が2022年の367万円とすると、10人の柔整師が勤務する院で年間3670万円の療養費収入、30人柔整師がいると年間1・1億円の療養費収入となる。これから経費を引いてもそれなりに経営はできる。

一方、個人の接骨院は367万円から家賃や水道光熱費など経費を差し引いた分が柔整師の年収となるが、厳しい数字だ。年収を増やそうとすると療養費患者や自費の患者を増やすか、経費の削減をする必要がある。そのためには治療技術の強化はもちろんのこと、小手先だけではなく大手接骨院ではできない接遇や治療の内容などに大胆な変革が求められる。

厚労省が審議会などに示す見解では、柔整師・あはき師の国家資格を将来的にも残すように動いている。自分の治療院が淘汰されず生き残れるように再度見直し、治療技術、接遇方法などの工夫、改革を行い続けることが肝要だ。生き残った先には、治療院数が減った今よりずっと安定した業界が待っているものと考えられる。そこまで生き残るすべを追求する必要があるだろう。